

大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン運営等業務 仕様書

1 業務名称

大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン運営等業務

2 業務目的

和歌山県は、令和7年(2025年)に開催される大阪・関西万博(以下「万博」という。)における関西パビリオン内への和歌山ゾーンの出展に向け、令和5年6月8日に「大阪・関西万博関西パビリオン和歌山ゾーン出展基本計画」(以下「出展基本計画」という。)を策定・公表した。また、大阪・関西万博関西パビリオン和歌山ゾーン基本設計等業務委託を行い、「大阪・関西万博/和歌山ゾーン展示設備及び展示コンテンツの基本設計書」及び「展示設備に係る基本設計説明書及び基本設計図面」(以下「基本設計等」という。)を作成した。

本業務は、上記の出展基本計画及び基本設計等に基づき、和歌山ゾーンへの来場者が、安全で快適に満足度の高い展示体験ができるよう、運営計画等を策定するとともに、円滑に運営するための運営事務局を設置し、万博会期前の準備及び万博会期中の運営等を行うことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

本委託で実施する業務は、次の(1)から(11)までとする。

なお、和歌山ゾーンの事業実施体制は、出展基本計画及び基本設計等に基づき、和歌山ゾーン構築総合ディレクターが事業の総合監修を行うことを前提とする。また、万博出展に当たっては、有識者等に助言を求めながら事業を進めているところである。さらに、現在、事業実施について、「大阪・関西万博関西パビリオン和歌山ゾーン展示コンテンツ制作等業務」(以下「展示コンテンツ制作等業務」という。)及び「大阪・関西万博 関西パビリオン和歌山ゾーン展示設備制作等業務」(以下「展示設備制作等業務」という。)について、別に選定した事業者に対してそれぞれ業務委託をしている。そのため、本業務の実施に当たっては、県に加え上記各業務受注者を含む関係者と十分に協議及び調整すること。

- (1) 運営計画の策定
- (2) 運営マニュアル及び危機管理マニュアル等の策定
- (3) 運営事務局の設置

以下、(4)から(7)までを行う運営事務局を設置すること。

- (4) 和歌山ゾーン運営(会期前からの準備を含む。)

(1)及び(2)により策定した運営計画等に基づき来場者の対応を行うとともに、それぞれの展示コンテンツに関する以下の業務を行うこと。

ア トーテム

- (ア) 投影する映像の操作

※トーテム本体及び映像制御機材は、展示設備制作等業務の受注者が用意するものとする。

※投影する映像は、展示コンテンツ制作等業務の受注者が用意するものとする。

イ 中央ステージ

(ア) 公演スケジュールの細目確定

(イ) 出演台本の作成

(ウ) 演目の進行（司会を含む。）

(エ) 出演者との事前調整及び当日のアテンド

(オ) 出演者に対する必要経費（出演に係る交通費及び資機材運搬費等）の支払い

※公演スケジュールの大枠並びに出演者及び演目は、展示コンテンツ制作等業務の受注者において決定するものとする。

※出演者への出演報酬は、展示コンテンツ制作等業務の受注者が支払うものとする。

ウ カウンターバー

カウンターバーにおいては、別添「カウンターバーでのフードコンテンツ等の提供業務について」に基づき実施すること。

(5) 関西パビリオン多目的広場運営（会期前からの準備を含む。）

(1)及び(2)により策定した運営計画等に基づき来場者の対応を行うとともに、以下の業務を行うこと。

ア 公演スケジュールの細目確定

イ 出演台本の作成

ウ 演目の進行（司会を含む。）

エ 出演者との事前調整及び当日のアテンド

オ 出演者に対する必要経費（出演に係る交通費及び資機材運搬費等）の支払い

※出演者及び演目は県等にて決定するものとする。

(6) 和歌山ゾーン及び関西パビリオン多目的広場運営に必要なスタッフの確保及び事前研修の実施

(7) その他運営事務局に関すること

(8) 来場者誘引施策の検討及び実施

(9) 記録誌の作成

(10) 記録映像の撮影

(11) その他

ア カウンターバー利用者に対する配布物を調達すること。

イ 事故等の不慮の事態に備え、業務実施に当たって必要な保険に加入すること。

ウ (1)から(10)までの業務に当たって、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会をはじめとした関係機関と必要な調整を行うこと。

エ 県からの求めに応じ、業務に係る打合せを行い、議事録を作成すること。

オ 上記の業務内容のほか、県との協議において実施することと決まった業務を実施すること。

5 業務内容についての留意事項

(1) 業務に必要な関係官公庁等との協議、各種打合せ、資料作成、その他業務上必要となった事務等に協力すること。

(2) ユニバーサルデザインに配慮した快適で安全な運営を心がけること。

(3) SDGsの理念を考慮した適切な運営を心がけること。

(4) 関西広域連合が担う関西パビリオン全体としての運営方針を踏まえた上で、運営に係る条件を把握

しながら業務を行うこと。

- (5) 業務実施に当たっては公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が定める規則及びガイドライン、また、持続可能性に配慮した調達コード等に留意し、遵守すること。
- (6) 関西広域連合が雇用するスタッフ等と役割分担のもと協働し、来場者に対し案内サービスを提供すること。

6 成果品、提出期限及び納品場所

- (1) 成果品として以下のものを納品すること。

- ア 運営計画書 5部
- イ 運営マニュアル等 5部
- ウ 工程計画書 5部
- エ 予算内訳書 5部
- オ 記録誌 300部
- カ 業務実績報告書 5部
- キ 記録映像データ 一式
- ク 上記アからカまでに係る電子データ 一式

※成果品として、PDFデータのほか、編集可能なデータも併せて提出すること。

- (2) 提出期限は、県と協議の上決定すること。
- (3) 納品場所は、和歌山県万博推進課又は県の指示する場所とする。

7 成果品等についての留意事項

- (1) 受注者は、成果品に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成した全てのもの(原稿及び写真、データ等。ただし、トータルに投影する映像において素材提供アーティスト等から提供される作品のうち、当該作品の著作権が当該提供者に帰属するものを除く。)の著作権(著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。)は、県に帰属し、本業務終了後においても県が自由に無償で使用できるものとする。

なお、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

8 成果品に対する責任の範囲

- (1) 受注者は、本業務終了後においても、成果品に契約不適合が発見された場合には、速やかに県の指示に基づき、成果品の補正を実施しなければならない。また、これらに要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から制作物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は県に生じた損害を賠償しなければならない。

9 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務実施体制

受注者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフ

を配置すること。

(2) 業務計画

受注者は、業務の開始に当たっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。

(3) 本業務に係る県との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、県と緊密に連絡をとりながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

(4) 再委託について

業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、県と協議し、承認を得た上で再委託することを可能とする。

(5) 秘密の保持

ア 受注者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

イ 本業務の遂行に当たって収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底、電子データのパスワード設定等、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。

ウ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

(6) その他

ア 仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と十分に協議の上、決定すること。

イ この仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、原則として受注者が負担すること。

ウ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨とする。

エ 県等から物品支給、役務提供がある等その他費用の支払いが不要となる業務があった場合、相当する委託総額は減額となる。

オ 関西広域連合等から物品支給、役務提供及びスタッフの割当て等があった場合、相当する委託総額は減額となる。

カ 協賛社による物品提供、役務提供等があった場合には、相当する委託総額は減額となる。

別添 カウンターバーでのフードコンテンツ等の提供業務について

1 コンセプト

「大阪・関西万博／和歌山ゾーン展示設備及び展示コンテンツの基本設計書」におけるフードコンテンツのとおり

2 業務内容・目的

コンセプトに基づき、関西パビリオン内の和歌山ゾーンに設けるカウンターバーにおいて、必要なスタッフを確保の上、フードコンテンツ（企画メニュー・ドリンク）及び県産品のジュース・酒類等の提供により、県産品の魅力発信を行う。

3 営業期間・時間

営業期間 令和7年4月13日～10月13日 184日間（無休）

営業時間 11時～18時（予定）

※7時間を基本とする。ただし、来賓の対応等、必要な場合は営業時間を変更する場合がある。

4 施設・座席数・利用対象者

施設 内装（床・壁・天井・照明器具等）、設備（給水・給湯・排水・電気・空調等）、基本什器（カウンター、イス、商品陳列棚等）及び基本厨房設備（冷蔵庫、シンク等）については、無償で使用できる。ただし、火器の使用は不可とする。

座席数 9席程度

利用想定 海外・国内来賓、公式参加・企業参加の関係者、一般来場者等

5 提供メニュー・提供食数等

提供メニューは次のとおりとし、受注者は、自己の計算において営業を行い、商品の仕入れ及び販売は、受注者の名義で行うものとする。

(1) フードコンテンツ

- ・提供するメニューは、展示コンテンツ制作等業務の受注者が開発するメニューとする。
- ・食品の調達先、提供食数等については、展示コンテンツ制作等業務の受注者と協議を行うこと。
- ・食品を盛り付けるカトラリーは、展示コンテンツ制作等業務の受注者が制作するカトラリーとする。

(2) 飲料（ジュース・酒類）

取扱商品については、別途、展示コンテンツ制作等業務の受注者と協議の上決定するものとする。

(3) 販売価格

販売価格は、収入が業務の実施に要する適正な費用を償う額を超えないよう設定することとし、県及び展示コンテンツ制作等業務の受注者と協議の上決定するものとする。

(4) その他

カウンターバーでのフードコンテンツ等の提供に加えて、カタログやインターネットを活用した県産品の外販等、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が定める規則等を遵守の上、県と協議し

ながら積極的に取り組むように努めること。

6 経理・運営に係る費用区分

カウンターバーの運営収支は全て受注者に帰属し、販売代金の収受、商品売上計算、代金精算等は受注者の責任で行うものとする。

(1) 費用区分

カウンターバー運営に係る費用の負担区分は、下表のとおりとする。なお、下表に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

費用項目	委託料に 含める	委託料に 含めない
食品の仕入れ費用		○
飲料の仕入れ費用		○
消耗品類（おしぼり等）		○
スタッフ人件費（研修費含む）	○	

(2) ロイヤリティ

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会の定める基準・手続により、売上納付金を受注者の負担において支払うものとする。

7 運営に関する基本条件

(1) 持続可能性への配慮

- ・公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が実施する対策例等に準じて、資源循環及び食品ロス削減に努めること。
- ・食品ロスの観点から、予約システムの導入等の運営上の対策の検討を行うこと。

(2) ユニバーサルデザイン

- ・フードダイバーシティへ積極的に対応し、ハラル、ベジタリアン、ヴィーガン、アレルギーなどをメニューに追記するなどの対応に努めること。
- ・メニュー、商品説明、パンフレット等、印刷物に関しては多言語対応とし、日本語・英語を必須とするが、スペースや視認性の観点から詳細な表記が困難な場合には、ピクトグラムやQRコード等ICTツールの柔軟な活用が望ましい。なお、印刷物は受注者の負担により制作するものとし、そのデザインは、展示コンテンツ制作等業務の受注者と協議の上決定するものとする。
- ・その他、ユニバーサルデザインの詳細については、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が定める「ユニバーサルサービスガイドライン展示・催事／演出・飲食／物販」「多言語対応ガイドライン」に準ずること。

(3) キャッシュレス決済・指定支払いシステム

- ・博覧会協会の方針により、万博会場内の売店、レストラン等の施設においてキャッシュレス決済を全面的に導入し、現金の取り扱いを行わない。したがって、カウンターバーでの売上金についても、協会により指定された支払いシステム、決済端末機を使用すること。

- ・支払いシステムの構築にかかる費用は県が負担する。
- ・キャッシュレス決済の利用に際して生じる決済手数料は受注者が負担する。

(4) 取扱いブランド

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が指定する決済ブランドの取扱いを行うこと。

(5) 価格表示・消費税

提供するメニュー等の価格は、日本通貨の円で消費税を含む価格にて明確に示すものとする。また、消費税を法の定めるところに従い、利用者から徴収し、受注者において納付すること。

(6) 衛生管理

カウンターバー運営に当たっては、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、夏場における食品衛生管理には細心の注意を払うこと。

(7) 行政機関の許認可取得等

食品衛生法第55条第1項に基づく飲食物の提供に必要な許可（今回においては、食品衛生法の中でも、同法施行規則別表第十九の五のロにいう「簡易な営業」を想定）等、本業務を行うに当たり必要となる官公署への申請・届出等については、全て受注者の負担で行うこと。

(8) 保険の加入

カウンターバーでのフードコンテンツ等の提供業務に係る保険は、受注者の負担により加入すること。

(9) 関係法令等の遵守

本業務を行うに当たっては、関係法令及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が定める規則等の遵守・徹底を図ること。